

女性活躍促進施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性活躍促進施設整備補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、やまぐち女性の活躍推進事業者が行う女性が働きやすい職場環境の整備を支援することにより、企業等における女性の就業継続及び職域拡大を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度実施要綱（平成28年5月2日付け共同参画第30号）に基づく登録を受けていること。

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項

に規定する一般事業主行動計画において、女性の就業継続、職域拡大等に関する目標を定めていること。

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下の団体でないこと。

(4) 県税の滞納がないこと。

(5) 過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。

(交付の対象等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費の区分、補助率及び交付額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、交付の対象外とする。

(1) 規則第3条第1項の申請書の提出時において既に着手されている事業

(2) 同一の年度において既に補助金の交付の決定を受けた者が行う事業

(3) 過年度において補助金の交付を受けた事業

(4) 他の補助金等の交付を受けて行われる事業

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別途文書で通知する日とする。

(交付の条件)

第6条 知事は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付の決定をするときは、補助事業が当該年度の2月末日までに完了することをその条件とする。

2 前項の規定は、規則第4条第3項の規定により条件を追加して付することを妨げるものではない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請等)

第7条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次の各号に定めるもの以外の変更

とする。

- (1) 補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助金の20%を超える減額を伴う変更
- (3) 整備する施設の種類又は規模の変更（減少又は縮小を除く。）を伴う変更

（実績報告）

第8条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（財産の管理等）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効果的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、財産管理台帳（別記第4号様式）を備え、管理しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 補助金の交付の対象となる 経費の区分 | 補助率 | 交付額 |
|---|------------|--|
| <p>女性が働きやすい職場環境づくりに資する次に掲げる施設、設備又は備品の新設、増設、改修又は購入に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>①女性専用施設等（トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室、託児スペース等）</p> <p>②安全確保施設等（スロープ、滑り止め、街灯等）</p> <p>③福利厚生施設等で知事が認めるもの（調理・保温設備等）</p> <p>注 備品にあつては、付属品等を含み、総額10万円以上であるものに限る。</p> | <p>1/2</p> | <p>左の対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と次の額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p> <p>①大企業にあつては、500千円</p> <p>②中小企業にあつては、1,000千円</p> <p>注 中小企業基本法に基づく企業の区分による。</p> |